

「SAGA BAR」の登録商標に関する使用許諾管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県産酒類を中心に、加工食品や農水産物、陶磁器などの県産品の認知度向上及び販売促進を目的として佐賀県が展開するプロモーション企画である「SAGA BAR」の登録商標（以下、「本商標」という。）の適正な使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(標章及び使用対象範囲)

第2条 本商標の標章及びその効力が及ぶ範囲は、別紙1に掲げる標章（商標登録第6641226号）及び指定商品並びに指定役務（以下「指定商品等」という。）とする。

(商標権の管理)

第3条 本商標に関する一切の権利は佐賀県に属し、本商標の管理は佐賀県産業労働部流通・貿易課が行う。

(使用許諾の申請)

第4条 本商標を指定商品等に使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ佐賀県産業労働部流通・貿易課長に対し、商標使用許諾申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(使用の許諾)

第5条 佐賀県産業労働部流通・貿易課長は、前条により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を速やかに審査し、本商標の使用を許諾するときは、商標使用許諾書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項による許諾を行うにあたり、必要と認める場合は条件を付すことができる。
- 3 本商標の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、許諾しないものとする。
 - (1) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあるものと認められる場合
 - (2) 政治、宗教、思想等のための活動である場合
 - (3) 自己のシンボルマーク及び商標又は意匠とするなど、独占的に使用し又は使用するおそれがあると認められる場合
- (4) 県産品又は「SAGA BAR」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (5) その他本商標の使用を許諾することが不適当と認められる場合

(完成品の提出)

第6条 本商標の使用を許諾された者（以下「使用者」という。）は、佐賀県産業労働部流通・貿易課長に対し、完成後、速やかに許諾された成果物等の完成品を1部提出すること。ただし、成果物等の完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容にのみ使用し、県の指示する条件（色、形状、使用サイズ等）に従い正しく使用すること。
- (2) 第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと
- (4) SAGA BAR は佐賀酒をはじめとした県産品を広く周知するために使用するものであり、SAGA BAR を掲げてイベント開催や店舗営業等を行う場合は、複数の酒蔵の商品等を取り扱うこと。

(使用料)

第8条 本商標の使用料は無料とする。

(使用許諾の期間)

第9条 本商標の使用許諾期間は、原則として許諾の日の翌日から起算して1年を超えない日を最長とする。ただし、使用者が佐賀県産業労働部流通・貿易課長に対し、使用許諾期間の満了の日までに商標使用許諾期間延長届出書（様式第3号）を提出し受理された場合、使用許諾期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えない日まで延長することができる。

(許諾内容の変更)

第10条 使用者が承認内容について変更し、又は中止しようとするときは、佐賀県産業労働部流通・貿易課長に対し、「SAGA BAR」商標使用変更許諾申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 佐賀県産業労働部流通・貿易課長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは「SAGA BAR」商標使用変更許諾書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(使用許諾の取消等)

第11条 佐賀県産業労働部流通・貿易課長は、第5条第1項に規定する許諾の後であっても、申請内容に虚偽があることが判明したとき、又は第5条第3項各号のいずれかに該当すると認めたときは、その許諾を取り消すことができる。

2 佐賀県産業労働部流通・貿易課長は、前項の規定により許諾を取り消した者に対し、その許諾に係る完成品の使用の停止や回収を求める等適切な措置を講じることができる。

3 本商標の使用許諾の取消しに伴い生じた損失等は、全て使用者が負担するものとする。

(事故、苦情等の処理)

第12条 本商標の使用に関する事故又は苦情については、使用者が誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

2 佐賀県は、本商標の使用を許諾したことによる損失補償等について、一切の責任を負わない。

3 使用者は、本商標の使用に関する事故又は苦情があった場合は、その内容を速やかに佐賀県産業労働部流通・貿易課長に報告しなければならない。

(使用状況の確認)

第13条 佐賀県産業労働部流通・貿易課長は、使用者に本商標の使用状況について、必要に応じて報告を求め、又はその職員に検査させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、佐賀県産業労働部流通・貿易課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月17日から施行する。

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。